



31号

2014年4月19日



ハーグ条約発効 親子断絶防止議員連盟設立の流れによせて

■ コリンP.A.ジョーンズ(同志社大学 ロースクール教授、親子ネット顧問)

2014年4月1日、日本が「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)の締結国の仲間入りをした。この、めでたい展開は、国内外から条約の早期締結を絶えず呼びかけてきた多くの当事者の方々や、その他の賛同者の多大な努力と忍耐によるところが決して小さくないと思う。

ただ、冷や水をさすようだが、ここで立ち止まってはいけない。ハーグ条約の批准は喜ばしいが、日本の国内法(民法、戸籍法など)を条約と同じように「子どもの利益を目的」とするように改正することこそが本題だ。ハーグ条約のおかげで、国内法の不備が今まで以上に露骨に見えてくるだろう。例えば、日本から他の締結国に連れ去られた子どもについて、日本に住む親が相手国に面会交流支援を申し立てるにあたり、日本で子どもと面会交流をする権利があることに関する疎明資料を用意しなければならない。それはどのような資料なのか。また、自分の子どもと面会をする「権利」は、どのように確たるものとしてあるのかが、日本では未だに不明だ。なぜなら、一昨年の民法改正まで「面会交流」という単語が民法のどこにも現れなかったし、民法改正後も、欧米並みの頻繁で定期的な面会交流は家裁の実務では権利として認められていないからである。

また、日本では、ハーグ条約は、国際離婚に関する条約であるかのように報道・認識されているようだが、海外(ハーグ条約締結国)に住む日本人の家庭で発生する国境をまたいだ連れ去り事案にも適用される。そのため、共同親権制度を採用し、日本より充実した面会交流が当然とされる多くのハーグ条約締結国に住んでいる日本人は、ハーグ条約のおかげで日本に住んでいる日本人よりかなり優遇される可能性がある。というわけで、皆様の今後のご活躍に大きく期待します。

■ 青木 聡(大正大学 人間学部 臨床心理学科 教授、親子ネット顧問)

このたび、超党派による親子断絶防止議員連盟が設立されたことを本当に心強く思います。まずは、保岡興治会長、泉ケンタ副会長、漆原良夫幹事長、馳浩事務局長をはじめとして、議連にお名前を連ねてくださった議員の方々に心から感謝申し上げます。また、議連設立に向け、魂を込めて奔走してくださった当事者の皆様、ありがとうございました。

議連設立は、両親離別後の子どもと別居親の関係が極めて悲惨な日本の状況に、まさに一筋のまばゆい光が差し込んだといえる出来事です。ほんの5年前でさえ、このような日が現実を訪れるとは、まったく想像できませんでした。議連設立を現実のものにした皆様のご尽力に衷心より敬意を表したいと思います。子どもたちのことを思う気持ちをポジティブに昇華させた皆様のご活動は、いつか子どもたちの心に届くに違いありません。

しかし、まだ夢の実現には気の遠くなるほど長い道のりが残っています。近い将来、日本でも国際標準に倣った共同養育制度が整備されることによって、子どもの最善の利益を考慮した共同養育計画の提出が義務付けられ、不当な子どもの連れ去りや面会交流の妨害に苦悩する親がいなくなることを願ってやみません。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウ ヲジツゲン スルゼン コクネットワーク)



院内集会(2/20)レポート



大盛況となった院内集会の様子

去る2月20日、衆議院第一議員会館で、親子断絶防止法制定を求める院内集会が開催されました。これは同法制定を求める全国連絡会が主催したもので、親子ネットも連絡会に加盟しております。集会に先立っては事務局の方々初め日本全国の当事者が繋がりのある国会議員の先生方に対し、出席を精力的に働きかけて頂きました。

その結果、当日は代理を含め45名の国会議員の参加を頂き、また当事者の方も平日にも拘らず、全国から約100名近く参加し、マスコミ関係者を含め、大変な盛況となりました。開式に当り、全国連絡会の代表も兼任する鈴木より、増え続ける離婚、別居で多くの母親や父親が我が子と会えない状況が続き

自死に至る不幸な事例もあること、何とかこの状況を解決していきたい等とする開式の辞がのべられました。

続いて、出席された国会議員を代表して、法務大臣経験者でもある保岡興次衆議院議員、この運動に深い理解を示し大きな推進力である馳浩衆議院議員、この他、泉健太衆議院議員、富田茂之衆議院議員 合計4名の議員よりご来賓としてメッセージを頂きました。

皆様のお言葉からは共通して、離婚、別居後の親子交流についての現状の問題点については何らかの解決を図っていかねばならないとの認識をうかがうことが出来ました。

続いて、1月にも講演頂いた神戸親和女子大学教授の棚瀬一代先生を講師にから「子どもの連れ去りや離婚と子どもの最善の利益について」と題した基調講演を頂きました。棚瀬先生は、子連れ別居の横行と片親疎外の問題子どもの最善の利益に適った離婚後の面会交流の在り方を等を披露され、離婚後に親子が断絶することのない社会の実現を心より願います、と結ばれました。講演後、国会議員の先生方との質疑応答があり活発な議論も行われました。

最後に、鈴木代表より国会議員の方々に対し以下の5点について要望事項が読み上げられました。

1. 面会交流の拡充
2. 子どもの連れ去りの禁止
3. フレンドリーペアレントルールの導入
4. 養育計画の作成義務化
5. DV法の運用改善

そして、この要望書を国会議員の先生方に手渡し早急な法制化を訴え、閉会となりました。院内集会終了後の懇親会では、当事者のお一人より、「これほどの規模と盛り上がりは過去には無かった」との感想を漏れ聞きました。今回の集会が親子の断絶を根絶するための橋頭保となったのは間違いのないと思います。本集会の開催に尽力頂いた事務局の献身的なご努力に感謝するとともに、我々当事者が新法制定に向けて出来ること、それは希望を失わず、支え合いながら、一人一人が「やれることをやる」こと、と改めて感じた次第です。



親子ネット代表鈴木から要望事項が読み上げられました

運営委員 大村真治
写真 加藤 康

「親子断絶防止議員連盟」 設立総会 レポート

3月18日「親子断絶防止議員連盟」が立ち上がり、衆議院第2議員会館会議室にて設立総会が開催されました。司会進行は、当議連事務局長の馳浩衆議院議員が務められました。

はじめに、会長の保岡興治衆議院議員より「夫婦が婚姻破綻し、子どもを無理やり連れ去ったりする、その際の親子交流のルールづくりが、子どものしあわせに決定的に重要な要素になる。社会科学的にも検証データを揃え、具体的な目標を設定し、しっかり結果の出る活動をしていきたい」とご挨拶されました。

続いて、当議連の設立趣意書・規約・役員人事が、参加された国会議員の満場一致で採択されました。

次に、全国連絡会として当事者発表の時間をいただきました。予め制作したVTRを上映し、全国の当事者の子どもへの想いを伝え、代表挨拶、資料集バインダーの説明と続き、棚瀬孝雄弁護士からは、離婚はリスクであり、子どもにとって「基本的信頼感」を壊す深刻なトラウマ体験であること、家庭裁判所は子どもを守れていないこと、立法府の明確な指針が必要なことなどが伝えられました。この後、3名の当事者が父親、母親、祖母の立場から自分の状況や心情を訴えました。そして、院内集会で全文読み上げた「要望書」をポイントのみ再度謳いました。

小野太一厚生労働省家庭福祉課長、和波宏典最高裁家庭局第二課長からは、データによる離婚や面会交流にまつわる現状報告がありました。

質疑応答では、牧原秀樹衆議院議員は「当事者にはデータに現れない悲しみ、苦しみや心の傷がある。子どもの心の傷は一生続くし、次の世代にまで及ぶ。当事者の要望をしっかりと取り入れていきたい」と事務局次長としての抱負を述べられ「ハーグ条約で国際的な子の連れ去りはダメになったが、国内では連れ去り得。矛盾はないのか」と質問されました。法務省民事局の堂蘭幹一郎参事官は「ハーグ条約は、どこの国の法律の下で監護者・親権者を決めるかで、元いた国に戻すというもの。国内では日本の法制度が適用されるので矛盾はない」とお答えになりました。この質問に、司会の馳浩議員は「質問に的確に答えていない。連れ去りに問題意識はないのか」と問いただすと「問題はあると認識している」と答えられました。三谷英弘衆議院議員の「弁護士時代、家裁の判断のでたらめさ、裁判官・調査官の役割見直しの必要性を感じていた。適切な判断がなされているか調査する意思があるか」の質問には、和波宏典課長は「個々の裁判官の判断で、内容には踏み込めない」と応答されました。城内実衆議院議員は「どういう弁護士がどうしているか実態を調べるプロセスを設けるなどしてほしい。



父親にとっても子どもはかわいい、会わせないのは人権侵害」と話されました。最後に、当議連幹事長の漆原良夫衆議院議員より「一番大事だが一番弱いところの問題。皆さんの声が法律によって担保できるようなものを作り上げていきたい」と締めくくられました。先生方の熱く強い思いを目の当たりにできて胸が熱くなりました。当事者の全国連絡会として、これからの勉強会にも声や思いを届けていきたいと思ひます。

代表 鈴木裕子
写真 森下泰樹

当事者 陳情記(想いを形に変える)

子どもとの絆を守るための法的枠組み作りを目標に掲げ、
多くの親子ネット会員が全国連絡会としての陳情活動に参加しました。

■眞有浩一（親子ネット依嘱運営委員）

子どもたちが連れ去られて以来、唯一の救いは、同じ想いの方々と出会えたことでした。ある時「我々の想いを代議士の方々に知ってもらうため陳情している」と聞き、それまで考えもしなかった陳情に私も行くことにしました。行くにあたって気をつけたのは、目的を明確にし簡潔に、です。陳情とはいえ初対面であることに変わりはありませんし、これまでの経験で最初からすべてを理解してもらうのは難しいと思いました。訴えたいことは山ほどありましたが、今後に繋がればそれでよし、と思い先輩方に教えてもらいながら、お渡しする書面や話すべき内容を準備しました。

陳情日は土日だったので、不在でも仕方なし、とアポなしで行きました。代議士事務所はやはりお休みでしたが、偶然いらっしゃった方に対応して頂けました。私は自己紹介し、書面をお見せしながら想いを伝えました。その方は書面を受け取り「わかりました。代議士に必ずお渡し、伝えておきます」と仰ってくださいました。私はお礼をいい、事務所を後にしました。時間でいうと5分位だったかと思います。

次は、アポイントメントを取り、事務所の開いている時に、もう少し詳しいお話ができれば、と思っています。

■有井なみ（親子ネット依嘱運営委員）

最愛の息子達と会えなくなってから、はじめてこの国の法律の不備を知りました。また、皆様と活動をする中で、「連れ去り・引き離し」によって苦しむ親子が非常に多い事を知り、心を痛めています。

藁をも掴む想いで臨んできた審判前の保全処分が棄却された3日後に、はじめて陳情に行きました。議員さんや秘書さんとお話させていただく中で、今回の法改正に対して強く反対する勢力が一部にあることが分かりました。フェミニスト団体の話も伺いましたが、私は、「連れ去り・引き離し」「面会交流」の話が「男」VS「女」のような構図になってしまうことに懸念を抱いています。（最近は母親が子どもを連れ去られる事例も増えています）この問題は「親の勝手な都合」に焦点をあてるのではなく「子どもの幸せ」に焦点を当てるべきなのではないかと考えます。

陳情の際、私は「連れ去り・引き離し」にはDVなどがあり、「保護」と認めざるを得ないような事例も存在するということを十分に踏まえた上で、別居・離婚後の「親子の断絶」の絶望的な状況の生の声を伝えられるよう心がけました。

今の日本の法律では、確かな愛情で結ばれていた健全な親子関係がどんどん断絶され続けると危惧します。子どもの人権を守り、本当の意味での「子どもの福祉」に叶うこれからの日本を作ってゆけるよう、微力ではありますが、決して無力ではないと信じて活動していきたいです。

百年後の親子のために

親子ネットでは、5月24日に総会を開催いたしますが、役員の任期は総会から次の総会までですので、私の代表任期は5月24日までとなり、会報に親子ネット代表として寄稿させていただくのも今号が最後になります。来期は一運営委員として少し自由な立場で活動しつつ、「全国連絡会」では引き続き代表として大事な局面にしっかり対応したいと思います。

この一年、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。特に平成26年に入ってから進展は目を見張るものがあり、2月20日に親子断絶防止法制定を求める院内集会、3月18日に「親子断絶防止議員連盟」の設立総会、4月1日にハーグ条約発効と、次々とビッグニュースに沸き立ちました。また、同4月1日に就任された寺田逸郎最高裁判所長官は、就任談話の中で「裁判所にとって、新たに本日施行されたハーグ条約関連法にあるように、家庭内の出来事や国際的な広がりのある分野もが視野に入ってくることも普通に見られるようになっていきます。このような状況に対応し、司法の機能を充実、強化していくため、国内の実情はもとより国際社会の潮流も見据えて検討を深め、国民の期待と信頼に応え得るよう不断に努力を重ねていくことが求められているのだと思います」とお話しになりました。具体的でないため、聞き流してしまいそうですが、最高裁判所長官が就任談話でこうした内容に言及されるのはおそらく異例のことではないでしょうか。

メディア報道においても、少し前までは敬遠されがちだった「連れ去り」という言葉も、普通に使われるようになり、「連れ去り」「親子断絶」の問題の取り扱われ方もフェアになってきました。すなわち、日本の家族観、親子観が変わろうとしているということだと思います。けれども気をつけなくてはならないのは、たとえば人が癖を注意されてもすぐには直せないのと同じように、あるいは、一旦はすぐ直せても気を抜くと戻ってしまうように、変化が定着するまでには一定の時間と不断的努力が必要です。立法化が叶い「共同養育」が定着するその日がくるまで、一丸となって悲しみや苦しみ、寂しさに耐えていきましょう！

先日テレビで、宮城県女川町の中学生たちが、「千年後の命を守るために」津波の到達地点に21の石碑を建てることを決め、募金活動をしたり石材店と交渉したりする姿を見ました。その石碑にはこんな言葉が刻まれています。

東日本大震災で、多くの人々の尊い命が失われました。地震後に起きた大津波によって、ふるさととは飲み込まれ、かけがえのないたくさんの宝物が奪われました。

「これから生まれてくる人たちに、あの悲しみ、あの苦しみを、再びあわせたくない！！」その願いで、「千年後の命を守る」ための対策案として、①非常時に助け合うため普段からの絆を強くする。②高台にまちを作り、避難路を整備する。③震災の記録を後世に残す。を合言葉に、私たちはこの石碑を建てました。

ここは津波が到達した地点なので、絶対に移動させないでください。

もし、大きな地震が来たら。この石碑よりも上へ逃げてください。

逃げない人がいても、無理やりにでも連れ出してください。

家に戻ろうとしている人がいれば、絶対に引き止めてください。

今、女川町はどうなっていますか？

悲しみで涙を流す人が少しでも減り、笑顔あふれる町になっていることを祈り、そして信じています。2014年3月 女川中卒業生一同

日本の未来を背負って立つ中学生が、千年先の町民のことを思いやることができるなんて、日本は素晴らしい国だと感銘しました。

親子ネットの活動においても、目の前の当事者の苦しみに満ちた話を共感をもって聞くことや、国会議員の先生方や世間に向かって熱心に客観的に現状の問題を伝えることは、自分自身や目の前の当事者を癒すのみならず、百年先、千年先の親子、夫婦に「連れ去り」や「引き離し」のない健やかな社会をもたらすのに貢献することなのかもしれません。

スケールの大きな話になりましたが、百年後「親子史博物館」を訪れた一組の親子が「昔、日本はね、パパとママが離婚すると、ママ一人になっちゃって、パパには会えなくなっちゃったんだって。でも、子どもはパパからもママからも愛されたいに決まっているって、離婚してもちゃんと自由に会えるように法律を作ってください！ってがんばった親たちがいて、国会議員の先生もがんばってくださいって、今はこうやって自由に会えるようになったんだって。その人たちに『ありがとう』言おうか？」「うん、『ありがとう！』」、そんな会話を交わしながら、ぼろぼろになった親子ネット会報の展示物を見る日がくる、そう信じてもう少しがんばりましょう！

(代表 鈴木裕子)

「あなたに逢いたくて」

第5弾

笹 裕子



渋谷ハチ公前にて

—活動を始めた経緯と想いをお聞かせください。

2011年の8月に息子が婚家を出ることで別居し、その後夫婦関係調整の調停を行いました。相手方との話し合いがまとまらず調停離婚となりました。当時、1歳の誕生日を迎えたばかりの孫とは、その後全く会うことができなくなりました。息子の結婚期間そのものも1年余りと短いものでしたが、離婚に至るまでの彼の苦悩、彼の人格を否定するような相手方の言動を見て親としては離婚も止むを得ないと考えていました。しかし、まさか孫に全く会えなくなるなどとは、考えもしませんでした。私達は、海外のテレビドラマや映画のように、新しい親子関係、交流ができるものと考えていました。

ところが現実には、誕生日祝に贈ったプレゼントさえ、受け取り拒否で返送され、連絡も一切拒否される状況でした。私達は、同じ月齢の子どもの姿や、幸せそうな笑顔の家族連れを見るのことも辛い毎日でした。そんな日々の中、2012年2月29日河北新報紙上に掲載された同じ立場の方の記事を目にし、同じ苦しみを持っている方が全国にいること、そして「親子ネット」の存在を知りました。子どもは親にとって宝であるように、私たち祖父母にとっても宝です。子どもの健やかな成長のためには、夫婦の別れが、親子、また家族の別れになることは、あってはならないと強く思っています。

孫は祖父母にとっても宝

—「親子ネット東北」設立の経緯と抱負についてお話しいただけますか？

活動を始めることとなった経緯と重なりますが、新聞の報道で、「親子ネット」の存在を知り、インターネットで検索しましたが、東北地方での支部もなく、同じ悩みを共有する方との交流もない状態でした。当事者である息子へどのような助言をしたらいいのか、また、自分自身の子育てが、間違っていたのだろうかという悔恨と孤独感を感じていましたが、私の悩みは自分だけのことではないとも考えていました。2012年の11月に、面会交流支援についての勉強会を仙台で行っている某会へ出席したことで、今回、東北支部と一緒に立ち上げることとなった盛岡の小森林さん、福島の酒井さんと面識を得ることができました。その後、2013年9月のリコちゃんキャンペーンへなど、「親子ネット」をはじめ親子断絶防止法全国連絡会の集会参加を通じ、東北での継続的な活動が必要であると思いました。子どもは、一方の親の持ち物ではありません。両親と親族の愛を平等に受ける権利があるし、私達は子どもたちを保護する義務があります。離婚しても孤立することなく、子どもを皆で育てていく社会、子どもの真の幸せを実現することのできる社会にしなければならないと考えています。当事者自身の悩みや家族への支援、そのためには、法整備が絶対必要と考えています。

—お仕事と、プライベートなお時間の過ごし方について伺えますか？

公益財団法人宮城県文化振興財団で、期間雇用職員として勤務して4年目です。役員や職員の人事労務を担当しています。財団は東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）の運営管理や、県内の文化振興事業を行っています。ホールでは、クラシックからポピュラー、演劇や講演会など多彩な行事が、数多く開催されて県内だけでなく全国の多数のお客様にご利用いただいています。プライベートな時間は、家で二匹の犬を飼っているの、散歩やドライブを楽しんでいます。この二匹は結婚して今アメリカ在住の娘が飼っていたのですが、いまやペットというより、家族・子どもと同じく愛しい存在です。

―お孫さんへの思いをお聞かせください

誕生してからも数回しか会うことができなかったのも、今も成長した孫の姿を想像したり、実感することが、できません。街中で、子どもをつれた若いご夫婦やお孫さんと一緒に祖父母の姿をみると、こんな風にあなたに愛情を伝えられなくてごめんね、と思います。あなたが幸せに成長することをお父さんもおばあちゃん達もいつも願っているよと伝えてあげたい。

―ハーグ条約加盟、議連の設立というニュースをどう感じていらっしゃいますか？

4月1日からのハーグ条約の発効については、娘が国際結婚をしたこともあって他人事ではないと実感しています。もし、娘が、子どもと引き離しにあったら？また、その逆の立場になったら？祖父母の立場としては、冷静に子どもの真の幸福の実現のためにすべきことをしなければ、と考えています。ハーグ条約の加盟を実施することを政府として明示したからには、国内での問題は別という言い訳は、通用しないと考えています。共同親権制度、共同養育制の国内での法整備、法改正は国際社会の一員として日本が成さなければならない義務であると考えています。この度の議員連盟の立ち上げまで、ご尽力くださった馳議員、そして全国連絡会の運営委員の皆様にご感謝するとともに、親子断絶防止法が特別立法として実現することを期待し、そのために自分達ができることは全面的に協力しなければならないと考えています。

孫に会う「仕組み」ほしい

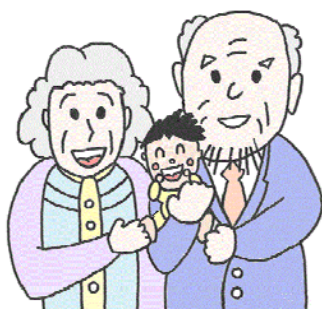
―祖父母の立場の方々、当事者、それぞれへメッセージをどうぞ。

私たち、祖父母は、孫に会えなくなったこと、そして子どもに会えないことで苦しむわが子を見ることで、二重の辛さ、苦しみを感じています。そして、何よりも引き離された子どもは、理不尽にも愛される機会や権利を剥奪され、円満な家庭であれば、感じなくていい悲しみを否応なくされています。人間だから、お互いにいろいろな感情の行き違いや、許せない思いはあると思います。しかし、大人の私たちがそれを乗り越え、感情よりも子どもの幸せのためにすべきことを冷静に考え、実現しなければならないのではないのでしょうか。

「インタビューを終えて」

祖父母の立場の方々には口々に、「一番辛いのは当事者である息子や娘たちだ」とおっしゃいます。でも祖父母は、愛する息子や娘がわが子に会えない、会いにくい状況の中もがき苦しむ姿を見ているしかないという辛さと、ご自身がかわいい孫に会えない寂しさと、二重の苦しみと直面されているのです。そんなお辛い状況の中、仙台の笹さんは、盛岡の小森林さんという同じ祖母の立場の仲間と、福島酒井さんという当事者の協力を得て、このほど「親子ネット東北」を設立されました。時期を同じくして秋田でも当事者の水野さんが「親子ネット秋田」を設立されました。東北では、東京ほど当事者が声をあげにくい背景もあるようで、そういう意味でも、東北で二つの団体が立ち上がったことは大きいです。笹さんも小森林さんもお会いするたびに明るい笑顔で接してくださり、元気と癒しを与えていただきます。一緒にがんばっていきましょう。

インタビュアー；（鈴木裕子）



◆手帳にメモして

■ 2014年度親子ネット総会のお知らせ
 <日時>5月24日(土)14:30~16:30
 <場所>文京区シビックセンター26階「スカイホール」
 (〒112-0003 東京都文京区春日1-16-21)
 <ホームページ> <http://bunkyoivichall.jp/>
 電話:03-5803-1100 (公財)文京アカデミー施設管理係
 ※17:00頃~ 講演会を予定しています。
 講師:中田和夫さん、堀尾英範さん

■ 当事者女性の親睦会
 ※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。
 <日時>5月31日(土) 13:30~
 (日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです)
 <場所>青山いきいきプラザ 講習室C
 <参加費>会場代に参加者の人数で割ります。参加予約不要、直接会場にお越しください。
 親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
 メール: joshikai@infoseek.jp

■ 親子ネットNAGANO相談会
 <日時>毎月第3土曜日 13:30~16:30
 ※変更の際は事前にブログ等で告知。
 <場所>親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または電話相談(スカイプ対応)も可能。出張相談所の開設も可。相談料:無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費不要。
 ※24時間前までに予約をお願いします。
 問合せ: kodomokenri@gmail.com

■ くにとち子どもとの交流を求める親の会定例会
 <自助活動>毎月第1木曜日19:00~
 <会議>毎月第3木曜日 19:00~
 <場所>スペースF(国立市中3-11-6)
 <問合せ>042-573-4010(スペースF)

■ SOS!会えない親子のホットライン
 <日時>第3木曜日 19:30~21:30
 <問合せ>042-573-5791(くにとち子どもとの交流を求める親の会)



◆マスコミ

4月13日、北海道新聞、ハーグ条約発効
 4月12日、NHK、ハーグ条約発効で在米日本人に説明会
 4月11日、日本経済新聞【社説】子の利益最優先で条約運用を
 4月1日、明石市、明石市が子ども養育支援の相談窓口を開設
 4月3日、政府インターネットテレビ、国際離婚のその時 子どもを守るために ハーグ条約を知ってこう！
 4月3日、朝日新聞、子の奪い合い、歯止めかかるか ハーグ条約に日本加盟
 4月1日、時事通信2、「国際潮流見据えていく」=寺田新長官が就任会見―最高裁
 ・毎日新聞2、ハーグ条約:発効初日から我が子と面会求める動き―米
 ・TBS、ハーグ条約発効、ワシントンで子どもとの面会求めデモ
 ・時事通信、ハーグ条約参加「前向きな一歩」=親は既存事案解決訴え―米
 ・NHK、日本大使館前で子ども返還訴え
 ・毎日新聞、ハーグ条約:発効「連れ去られた子供」返還制度整う
 3月31日、産経新聞、ハーグ条約4月1日発効で「駆け込み組」も 米国で面会申請の動き続々
 ・毎日新聞、社説:ハーグ条約発効 子のため穏便な解決も
 ・山陽新聞、政府が1日、ハーグ条約に加盟子連れ去りで国際ルール
 3月30日、日本経済新聞、ハーグ条約、沖縄などに紛争仲裁機関 外務省が指定
 3月29日、毎日新聞、ハーグ条約:沖縄にも仲裁機関 外務省、5カ所委託
 3月25日、河北新報社、破綻夫婦と子絶縁防げ 議連面会交流の法整備検討
 3月24日、時事通信、破綻夫婦の子の扱い検討=超党派議員連が法整備へ
 3月21日、読売新聞、さしむ親子(連載記事)
 3月18日、共同通信、Lawmakers launch group to ensure visitations after divorce
 ※親子断絶防止議員連盟、設立総会記事
 平成26年3月7日、みんなの党ホームページ、渡辺 喜美みんなの党代表、「子どもの連れ去りの問題に関する質問主意書」提出
 3月4日、産経新聞、全国初「離婚合意書」の効果は 離婚で悲しむ子供を守るか
 3月5日、読売新聞、「早朝・深夜避けて」…強制引き離しマニュアル
 3月2日、産経新聞、「いい子」声掛けは×、説得は○ ハーグ条約運用マニュアル作成 最高裁
 2月28日、時事通信、子ども全員の返還を=ハーグ条約加盟前の事案解決要求―米國務省
 2月20日、下野新聞、那須塩原市が子どもの権利条例制定へ

2月15日、西日本新聞、離婚後も親子 子どもを第一に考えて 二つの講演会から
 2月14日、読売新聞、明石市、離婚時に養育合意書…4月から用紙配布
 2月9日、西日本新聞、面会交流の調停10年で3倍 夫婦の別れ 親子の別れにさせないでサポートの仕組み整備を

◆住所変更時のお願い

ご転居に伴い、住所が変わられた会員の皆さまは、お手数ですが、住所変更のご連絡をお願い致します。その他メールアドレス等の変更がある場合もご連絡をお願い致します。
 連絡先メール: info@oyakonet.org
 (システム管理担当)

◆編集後記

寒い冬がいつの間にか過ぎて、もうぽっかぽかの春です。ここ最近の私は、毎日とてもウキウキした気分です。ウキウキついでに映画館に出掛け、「あなたを抱きしめる日まで」という映画を観てきました。ストーリーは、主人公の女性には生き別れた息子がいて、息子の50歳の誕生日を機にそれまで誰にも打ち明けられずにいた過去を打ち明け、息子探しを始める物語です。結末は思い通りにはいきませんでしたが、母親である主人公の女性の長年に渡る胸のつかえがとれた様子が印象的でした。親子の絆は誰にも引き裂くことなどできないもので、親子が互いを求め合う気持ちはまるで一筋の川のように一旦分かれてしまってもいつか交わることができるのだと思います。私はこの映画からたくさんの勇気を貰いました。冬が過ぎ春が来ると、小さな新芽が顔をだし、みるみる可憐な花を咲かせる季節が訪れます。目指す「共同養育」に向けて、いろんなことが少しずつ確実に新芽を伸ばしています。この新芽を絶やさず大切に育てて、大輪の花を咲かせたいです。(飯塚智子)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>